



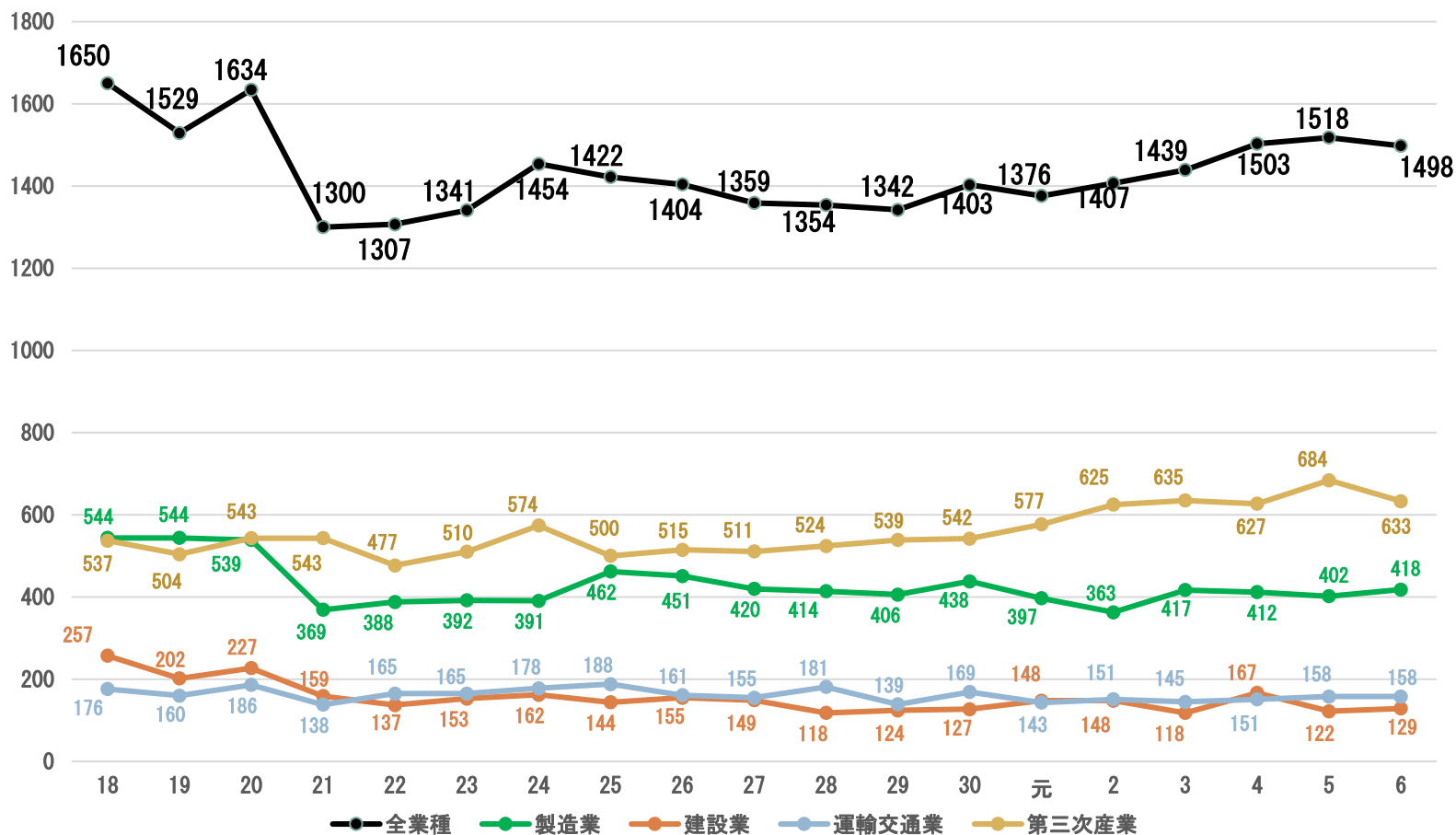
第三次産業における 労働災害発生状況等

令和 7年 9 月
彦根労働基準監督署



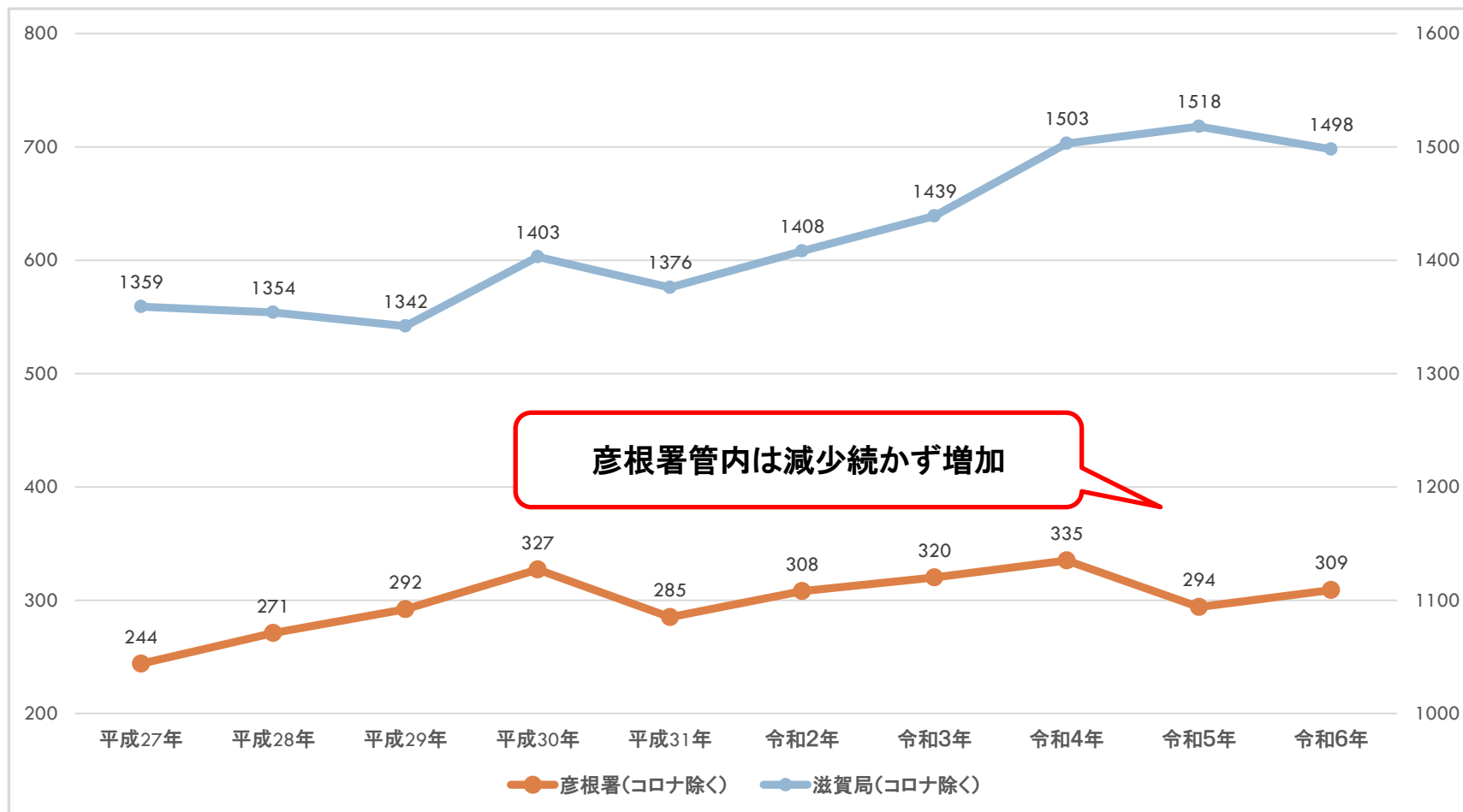
滋賀県の労働災害の推移（コロナ除く） （平成20年～令和6年 全産業）

休業4日以上の死傷者数の推移





労働災害発生件数の推移(滋賀局管内 及び彦根署管内・コロナ除く)





彦根署管内全業種及び製造業の事故の型別労働災害発生状況 (令和6年・令和7年7月末時点速報値, コロナ除く。)

転倒災害が全業種で前年から約2.6倍、労働災害全体の約4割を占めている。
第三次産業に限ると約2.8倍に増加。全災害の半数以上（約58%）を占める。

全業種	墜落・転落	転倒	激突	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	動作の反動・無理な動作	左記以外	合計
R6.1～R6.7	15	24	11	11	23	9	24	19	136
R7.1～R7.7	21	62	5	11	13	7	14	16	149
増減	+6	+38	-6	0	-10	-2	-10	-3	+13

第三次産業	墜落・転落	転倒	激突	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	動作の反動・無理な動作	左記以外	合計
R6.1～R6.7	6	15	7	3	2	1	10	6	50
R7.1～R7.7	8	42	4	3	2	3	7	4	73
増減	+2	+27	-3	0	0	+2	-3	-2	+23

脚立やはしごを使用の際の墜落・転落災害が複数発生し、件数も増加している。

第三次産業以外の業種では、労働災害は減少している一方で第三次産業では前年の約1.5倍に増加。その結果、全業種での労働災害は前年から増加している。

労働者、
雇用主の
皆さまへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないのでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント 1 はしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、
想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。 P 2 参照

ポイント 2 はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる
床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。 P 3 参照

ポイント 3 はしごや脚立を使用する際は、高さ 1 m 未満の場所での作業であっても
墜落時保護用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。 P 4 参照

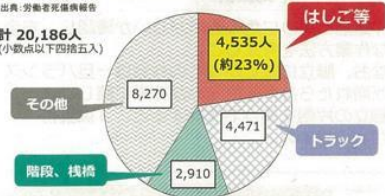
統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い
(平成 23 年～27 年 5 年平均)

【墜落・転落による休業 4 日以上の特発労働者数】

出典：労働安全衛生調査報告

計 20,186 人
(小数点以下四捨五入)



② 毎年 30 人弱の労働者が「はしご等」からの
墜落・転落により亡くなっている

【過去 5 年間の墜落・転落による死亡労働者数】

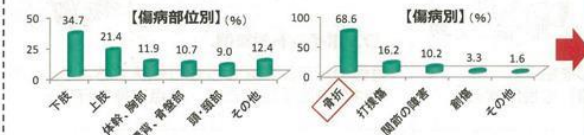
出典：労働安全衛生調査報告



参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

脚立に起因する労働災害の分析

平成 18 年の休業 4 日以上の特発労働者死傷報告から単純無作為法により抽出された 34,195 件（全数の 25.5%）を分析した結果、脚立に起因する災害は、992 件（うち墜落・転落災害は約 86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】
骨折が全体の約 3 分の 2 を占め、重篤な災害につながるやすい。

ポイント 1 典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんげんサイト（厚生労働省）

はしご

No. 1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。



ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

No. 2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。



ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかり固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

No. 3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
(耐滑性の低い靴を使用)



ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。

脚立

No. 1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。



ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

No. 2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。



ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがっての作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3 点支持（※）がとりやすい。

No. 3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかり保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3 点支持を守る。

（※）3 点支持とは、通常、両手・両足の 4 点のうち 3 点により身体を支えることを指すが、身体の前足を脚立にあずける場合も、両足と併せて 3 点支持になる。

ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の使用自体を避けられないですか？
- 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転倒防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。



脚立の安全使用のポイント



「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転倒を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

【手すり付き脚立(例)】



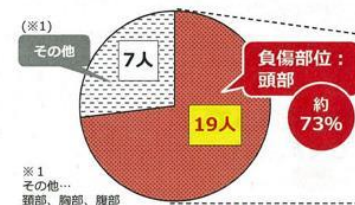
【可搬式作業台(例)】



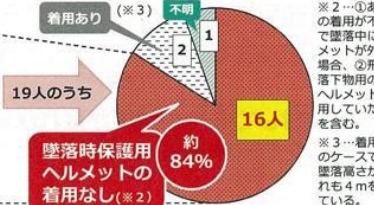
ポイント3 必ず墜落時保護用のヘルメットを着用して下さい

参考 頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落時保護用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計） 出典：災害調査報告書

①「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落時保護用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



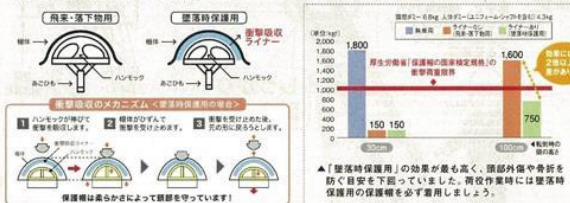
ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における最大の労働災害を防ぐためには」P.12

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分りました。



■報道機関に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。
協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会（JUMA）<http://japan-helmet.com>、株式会社沢谷製作所

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における最大の労働災害を防ぐためには」P.3

必ず保護帽を着用！



特に①と③を忘れずに！（死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです）

着用時（5つのポイント）

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

①要チェック！

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

③参考

あごヒモと耳ヒモの接続部分を調整員等で調整すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。（H29.3）

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- ☐ (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- ☐ はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- ☐ はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- ☐ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- ☐ はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ-ここが危ない 高所作業」中央労働災害防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ 脚立は安定した場所に設置している
- ☐ 開き止めに確実にロックをかけた
- ☐ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- ☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☐ 天板上や天板をまたいで作業をしない
- ☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- ☐ 作業は頭の真上でしない
- ☐ 荷物を持って昇降しない



「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒



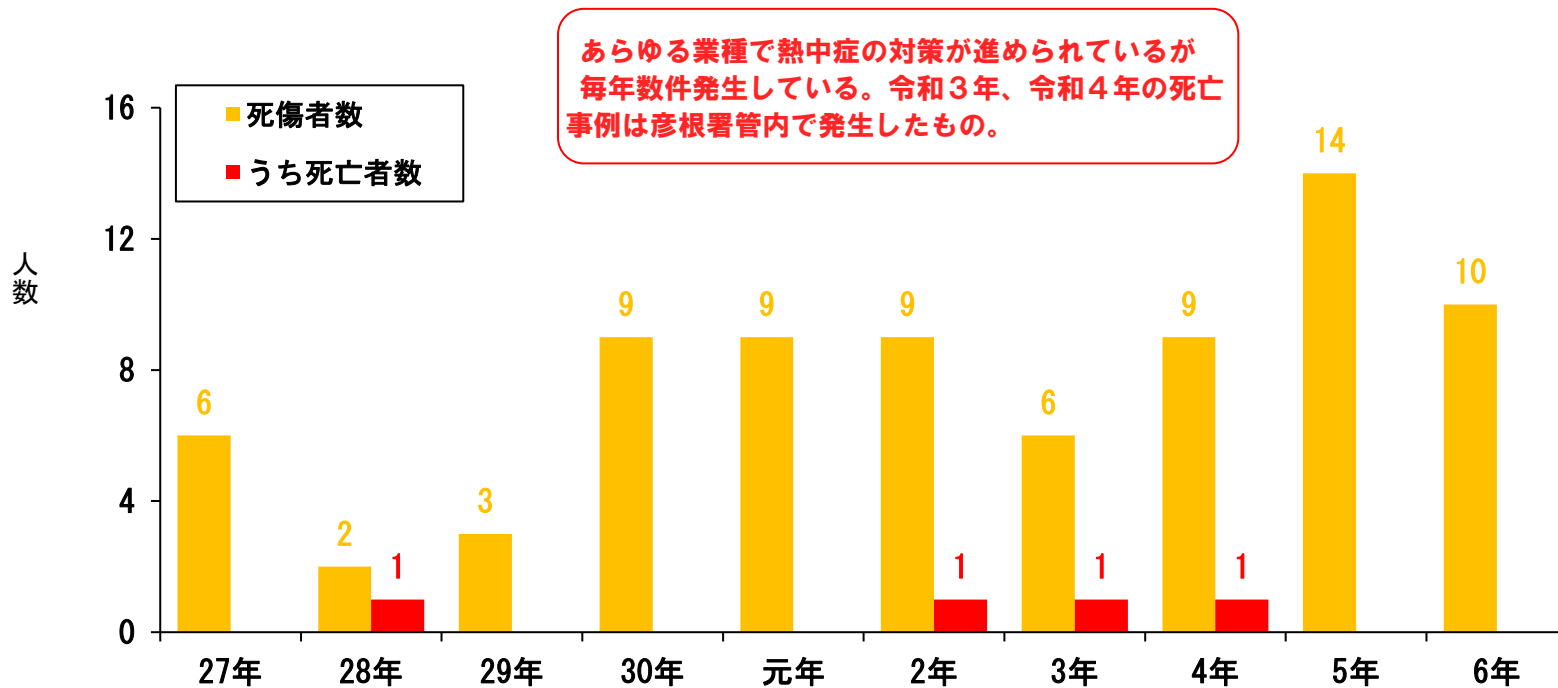
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)



熱中症発生件数の推移

休業4日以上の中熱症発生件数の推移



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・ 死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・ 熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・ 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

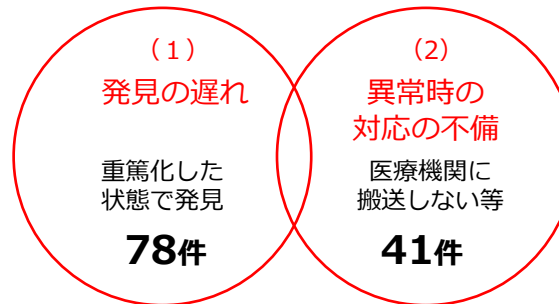
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
**死亡に至らせない（重篤化させない）
ための適切な対策の実施が必要。**

熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり



熱中症を知って、命を守る！

～令和元年度から6年度の彦根署管内の発生状況をふまえて～

死亡事案

2件

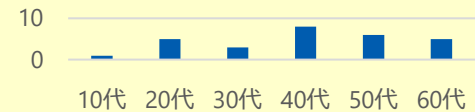
令和3年8月
湿度・温度が非常に高温な空間で、
機械の異常への対応のため、通常より長い時間室内に滞在し、暑さ等で倒れ、死亡。

令和4年7月
工事車両の誘導作業後、自家用車で休憩していたところ横たわった状態で発見され、緊急搬送されたが、1週間後死亡。

発症年代

10代～60代

年齢別 熱中症発生…



年代にかかわらず熱中症を発症している。

熱中症の症状と実際の症状（多い順）

(1) 熱中症の症状



1. めまい
2. 嘔吐（吐き気）
3. 頭痛
4. 手足のしびれ
5. 汗のかき方がおかしい（ひどい発汗/冷汗/汗がでない）

「気分が悪い」
「様子がおかしい」
↓
我慢せず
ちゅうちょせず
「すぐに報告」

※改正点※

「即対応」
作業離脱
身体冷却
医療機関への搬送

※改正点※
対応手順作成・周知

重症化を防止
できた事案

終業間際の帰社時に気分が悪くなったと労働者から申告があり、社員の運転で病院に搬送。

現場で気分が悪くなり、車の中で1人で休憩をしていた（A）。別の現場作業員（B）がその体調不良者（A）を見つけ、声をかけた。気分が悪そうだったので、現場員（C）に報告した。現場員（C）は体調不良者（A）を休憩所に運び、水分補給、体を冷やし、病院に連れて行った。

まとめ

まずは予防が大切！

↓
体調が悪くなってしまったら
すぐに報告※改正点
即対応※改正点
で熱中症の重症化を防止！
※体調不良者を1人にしないこと！

2025年
6月1日
施行

職場における熱中症対策の強化に関する改正 ～事業者には義務付けられる3のこと～

趣 旨

熱中症のおそれのある者の**早期発見・重篤化防止**

対象作業

WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が
見込まれる作業

事業者の 3つの 義 務

①報告体制の整備義務

熱中症の自覚症状のある作業者
熱中症のおそれのある作業者の
発見者が

報告するための体制

(熱中症の対応部署や担当者)

をあらかじめ定めること

②対応手順の作成義務

参考例。実情に応じた作成を！

熱中症のおそれのある者発見



作業離脱、身体冷却



医療機関への搬送

事業場内の緊急連絡網の策定

休憩場所の確保

冷却剤・経口補水液・氷等の
事前確保

搬送先病院の所在地と連絡先
の事前確認

③上記①②の関係作業者への周知義務

要注意！

体調急変のおそれがあるため**体調不良者を1人にしないで！！！！**

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き
気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

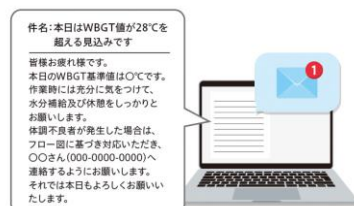
手順や連絡体制の
周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



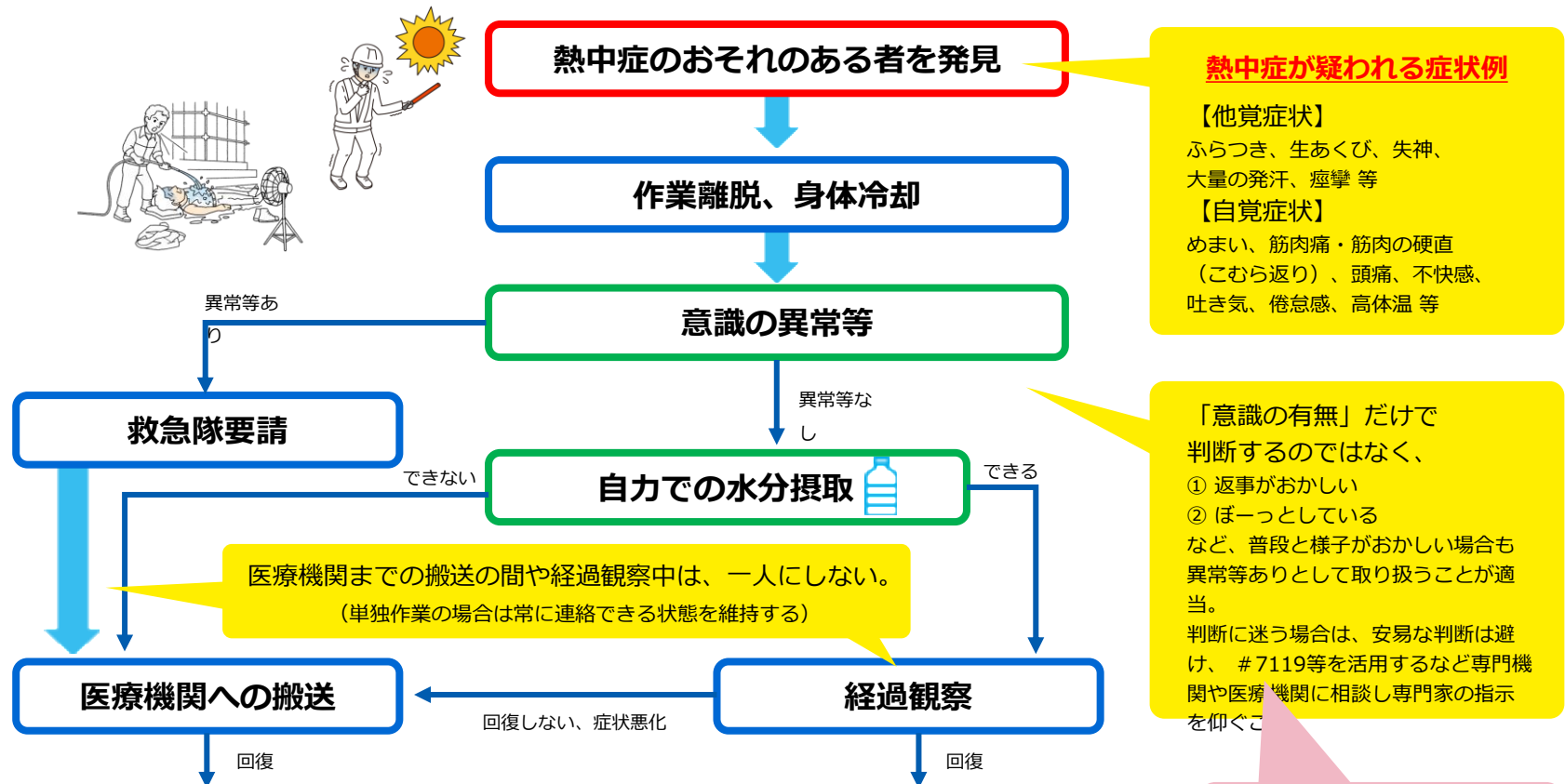
【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】



【メールやイントラネットでの通知】

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 1

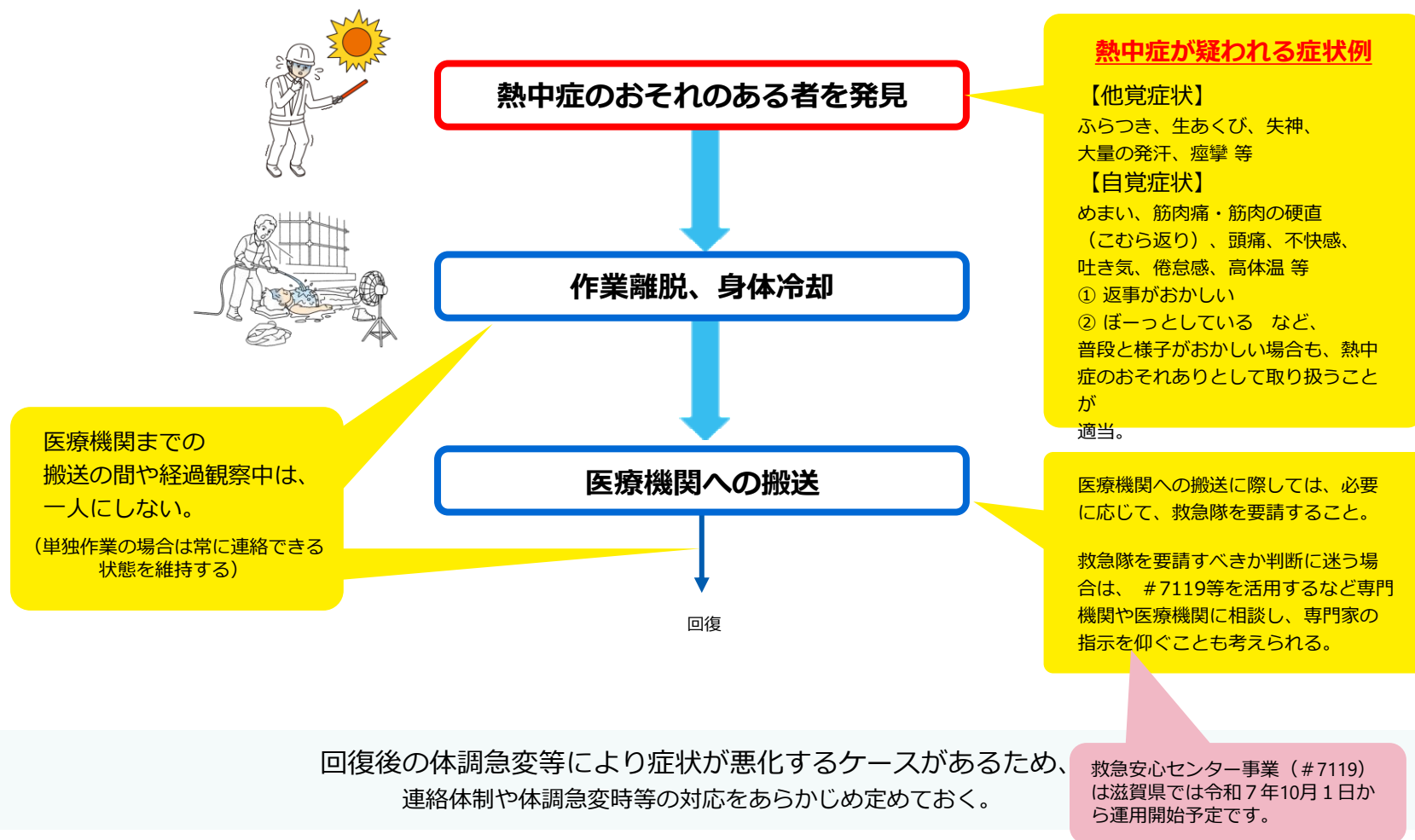
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。





第76回 全国労働衛生週間

2025（令和7）年10月1日～7日〔準備期間：9月1日～30日〕

全国労働衛生週間スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組
- 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施



彦根署管内全業種及び製造業の事故の型別労働災害発生状況 (令和6年・令和7年7月末時点速報値, コロナ除く。)

転倒災害が全業種で前年から約2.6倍、労働災害全体の約4割を占めている。
第三次産業に限ると約2.8倍に増加。全災害の半数以上（約58%）を占める。

全業種	墜落・転落	転倒	激突	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	動作の反動・無理な動作	左記以外	合計
R6.1～R6.7	15	24	11	11	23	9	24	19	136
R7.1～R7.7	21	62	5	11	13	7	14	16	149
増減	+6	+38	-6	0	-10	-2	-10	-3	+13

第三次産業	墜落・転落	転倒	激突	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	動作の反動・無理な動作	左記以外	合計
R6.1～R6.7	6	15	7	3	2	1	10	6	50
R7.1～R7.7	8	42	4	3	2	3	7	4	73
増減	+2	+27	-3	0	0	+2	-3	-2	+23

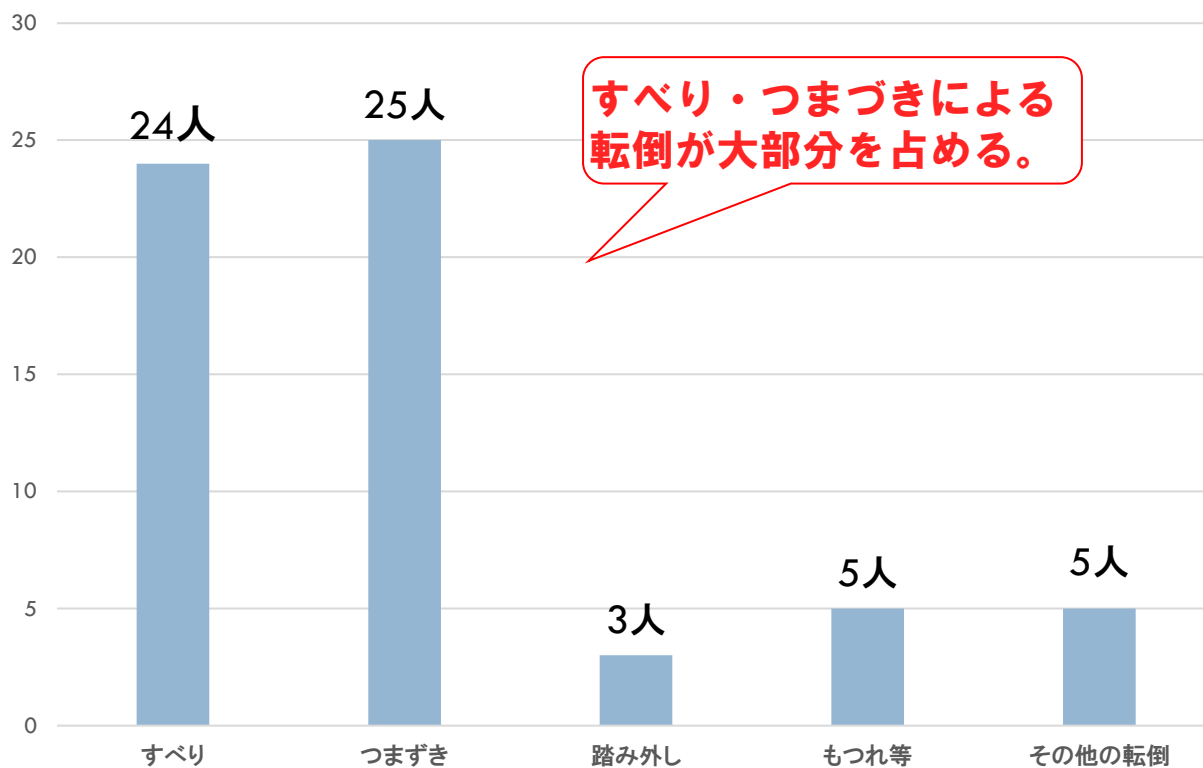
脚立やはしごを使用の際の墜落・転落災害が複数発生し、件数も増加している。

第三次産業以外の業種では、労働災害は減少している一方で第三次産業では前年の約1.5倍に増加しており、その結果、全業種での労働災害は前年から増加している。



彦根署管内令和7年転倒災害統計 (令和7年7月末時点)

転倒災害 転倒原因別

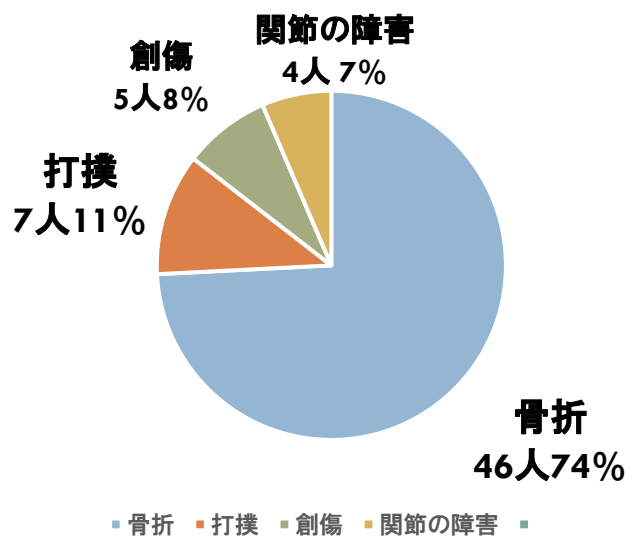




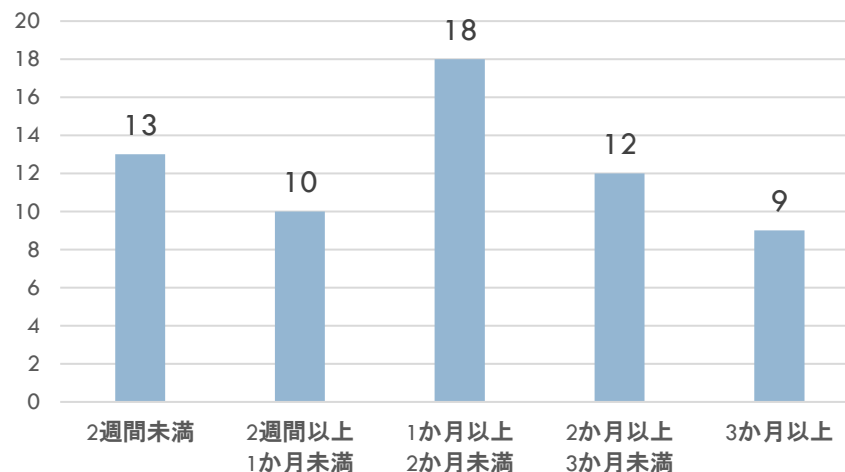
彦根署管内令和7年転倒災害統計 (令和7年7月末時点)

休業4日以上となる転倒災害では、骨折に至っている事例が非常に多い。
そして、6割以上が1か月以上の休業を伴う。

全業種転倒災害 傷病性質



全業種転倒災害休業見込期間

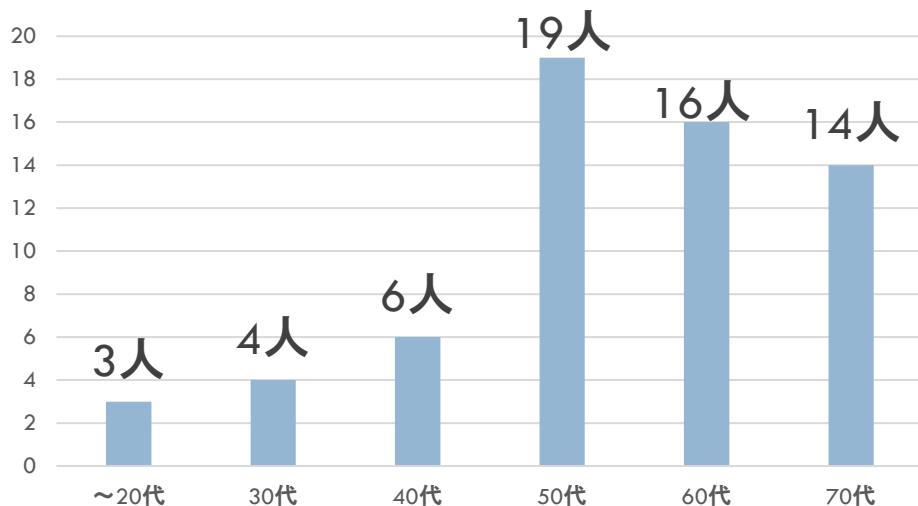




彦根署管内令和7年転倒災害統計 (令和7年7月末時点)

50代以上の労働者で約8割を占めている。
男女比を確認すると、比較的女性に多い。

全業種転倒災害 年代別



全業種転倒災害 男女比

